

東広島市立中学校に係る部活動の方針

東広島市教育委員会

令和4年4月

【目次】

本方針策定の趣旨等	・・・ 1
1 適切な運営のための体制整備	・・・ 2
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・ 3
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引の活用	
3 適切な休養日の設定	・・・ 4
(1) 休養日及び活動時間の基準	
(2) 休養日及び活動時間の設定	
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	・・・ 5
(1) 生徒による自主的、自発的な部活動の推進	
(2) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	
(3) 地域、大学及び企業等との連携による部活動の推進	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・ 6
(1) 参加する大会等数の上限	
(2) 参加する大会等の精査	

本方針策定の趣旨等

「東広島市立中学校に係る部活動の方針」（以下、「部活動の方針」という。）は、本市における中学校の運動部、文化部活動を対象とし、義務教育である中学校段階の生徒にとって望ましいスポーツや文化的な環境を構築するという観点に立ち、将来にわたって持続可能な部活動を推進していくために、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにすること。
- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るよう、文化部活動においては、生涯にわたって芸術文化等に親しみ、豊かな心や創造性の涵養を目指すようにし、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになること。
- 本市で取り組まれてきた「活発な部活動」を踏まえつつ、生徒にとって望ましい部活動の実現や部活動指導に係る教員の負担軽減など将来にわたって持続可能な部活動を進めていくために、市及び学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

※将来にわたって持続可能な部活動とは

将来にわたって持続可能な部活動を実現するためには、生徒の自主性、自発性を尊重するとともに、多様な学びや経験を通して、生徒に学校教育が目指す資質・能力を育成することが大切である。また、部活動の実施に必要な集団の規模や指導體制を持続的に整えていくために、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立って、活動環境の整備を進めることが必要である。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

校長は、策定した活動方針を東広島市教育委員会（以下、教育委員会）へ提出する。

イ 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長及び顧問は、上記ア及びイの活動方針及び活動計画等を保護者へ周知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、外部人材の活用状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部人材（部活動指導員、スクールサポーター、地域の指導者、大学及び企業など）を活用することに努める。

ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、外部人材の活用状況を勘案したうえで行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 教育委員会は、指導者を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学省大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

■運動部活動

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、スポーツ庁が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

■文化部活動

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、文化庁が平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

顧問は、中央競技団体や文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導の手引きを活用し合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう以下を基準とする。運動部活動においては、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（※）も踏まえる。

ア 休養日

学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。なお、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

長期休業中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 活動時間

1日の活動時間は、学期中の平日では2時間程度、学校の休業日（長期休業中や学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、大会前に限り、校長が認め、保護者の理解を得ている場合は、上記の活動時間に加えて活動することができることとする。また、学校の休業日における大会やコンクール、練習試合や合同練習についてはこの限りではない。

(2) 休養日及び活動時間の設定

校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3（1）の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

※ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものでないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒による自主的、自発的な部活動の推進

ア 生徒の自主性・自発性を尊重し、学校の部活動への参加については、希望によるものとする。

イ 生徒が目標や課題を設定し、その達成や解決に向けて取り組むなど、生徒による主体的な部活動運営を充実させる。

(2) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、今後の部活動の適正な設置の中で、現在の部活動が性別や障害の有無を含め、生徒の潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、学校の実態に応じて、生徒のニーズに応じた部活動を行うことも検討することに努める。

イ 教育委員会は、希望する部活動はあるが部員数が少なく十分な練習や大会に出場できない、在籍校に希望する部活動がないなどの場合には、生徒の部活動の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が合同で部活動を行う合同部活動や複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する拠点校方式の取組を推進するよう努める。

(3) 地域、大学及び企業等との連携による部活動の推進

ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化的な活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化的な活動環境の整備を進める。

イ 教育委員会は、将来にわたって持続可能な部活動を推進していくために、本市の教育資源を有効に活用し、地域、大学及び企業等との連携による支援体制の整備を進め、地域におけるスポーツ・文化活動への参加、魅力ある部活動の設置、休日の部活動の段階的な地域移行、専門的な指導・支援などの取組を推進するよう努める。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 参加する大会等数の上限

教育委員会は、週末等に開催される様々な大会や試合、コンクール等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

また、各学校の運動部が参加する大会は、主として、学校体育団体の主催もしくは、共催する大会を目安とする。それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。文化部の大会等への参加に関しても、運動部活動に準じた扱いとする。

(2) 参加する大会等の精査

校長は、上記の目安等を踏まえ、参加する大会等を精査する。

附則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。